

2012年12月12日

明治大学知的財産法政策研究所(IPLPI) セミナー

「出版者の権利とその役割」アンケート結果

本資料は、明治大学知的財産法政策研究所(IPLPI)セミナー「出版者の権利とその役割」(2012年11月25日)の終了後、参加申込者から回答を頂いたWEBアンケートのうち、出版者の権利の創設の是非に関する部分(問7・問8)と回答者の職種等に関する部分(問9)をまとめたものである。

WEBアンケートのURLは本セミナーの終了後、参加申込みを頂いた方のメールアドレスにシンポジウム終了後に告知した。その後、12月9日時点での総回答(107通)を集計の対象としている。総回答数のうち、セミナーに参加されなかった方による回答数は3(問7につき賛成1、どちらとも言えない1、無回答1)となっている。

アンケートの回答にご協力を頂いた方々に御礼を申し上げるとともに、本セミナーでの議論(議事録は今後公開の予定)とあわせて本資料が、出版者の権利とその役割を巡る今後の議論にとっても有益なものとなることを願うものである。

本セミナー及び本アンケートは、科学研究費補助金基盤研究(A)「コンテンツの創作・流通・利用主体の利害と著作権法の役割」(研究代表者 中山信弘)による研究プロジェクトの一環として実施されたものである。同プロジェクトの詳細については、下記のサイトを参照していただきたい。なおアンケートの実施については、明治大学研究推進員の金久美子氏、瀧麻衣子氏による尽力があったことをここに感謝の念とともに申し添える。

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/research/contents.html>

明治大学知的財産法政策研究所

明治大学研究・知財戦略機構 特任教授 中山信弘

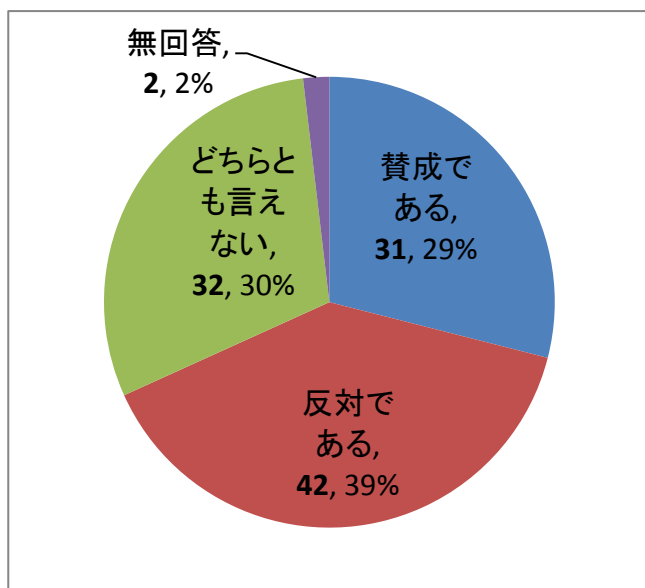
明治大学法学部専任講師 金子敏哉

目次

1. 問7(出版者の権利の創設の是非)の総計	2
2. 問9(回答者の業種・職種)の総計	2
3. 業種・職種別(回答数5以上)の問7の回答	3
4. 問7の回答理由(問8)	4
i. 出版者に新たな隣接権を創設することに賛成する回答	4
ii. 出版者に新たな隣接権を創設することに反対する回答	8
iii. どちらとも言えないとする回答	16

1. 問 7(出版者の権利の創設の是非)の総計

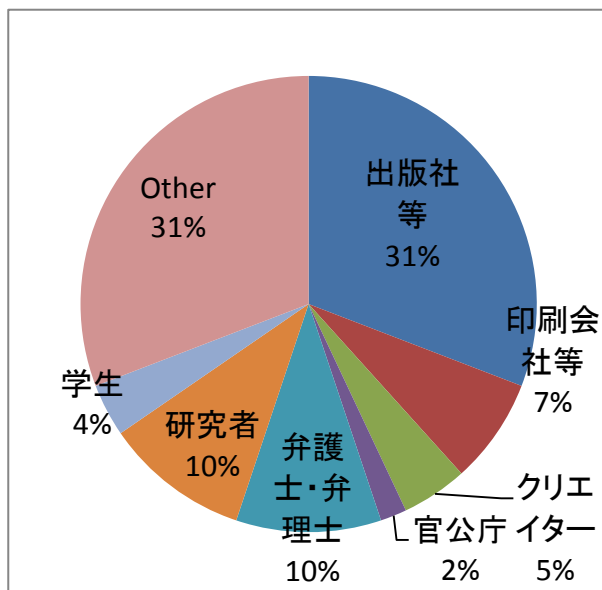
問 7 出版者に対して新たな著作隣接権を付与することについて、あなたのご意見をお聞かせください。このような権利の創設について、



- ・ 賛成である 31 29%
- ・ 反対である 42 39%
- ・ どちらとも言えない 32 30%
- ・ 無回答 2 2%

2. 問 9 (回答者の業種・職種) の総計

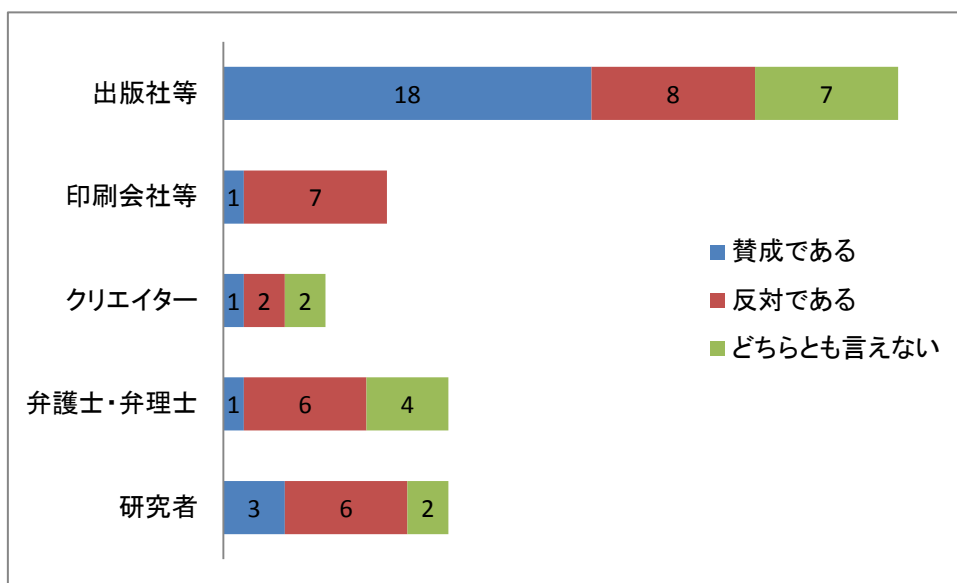
問 9. さしつかえなければ、ご職業 (業種・職種) をお知らせ下さい。



出版社及びその関連団体	33	31%
印刷会社及びその関連団体	8	7%
クリエイター (小説家・放送作家・漫画家等)	5	5%
官公庁	2	2%
弁護士・弁理士	11	10%
研究者	11	10%
学生	4	4%
Other	33	31%

3. 業種・職種別(回答数 5 以上)の問 7 の回答

	賛成である		反対である		どちらとも言えない	
	数	割合	数	割合	数	割合
出版社及びその関連団体	18	55%	8	24%	7	21%
印刷会社及びその関連団体	1	13%	7	88%	0	0%
クリエイター (小説家・放送作家・漫画家等)	1	20%	2	40%	2	40%
弁護士・弁理士	1	9%	6	55%	4	36%
研究者	3	27%	6	55%	2	18%



4. 問7の回答理由(問8)

問8. よろしければ上記問7の回答の理由をお聞かせください。

(自由記入)

* まとめにあって、誤字・誤入力と思われる箇所を一部修正した他、本文中の改行の一部を削除した箇所がある。

i. 出版者に新たな隣接権を創設することに賛成する回答

(問8の回答。空欄は無回答)	(問9の回答 空欄は無回答 かOther)
編集者が報われないので。	クリエイター
新たな権利が与えられることによって、出版業界が変革するきっかけにもなると思うから。	印刷会社及びその関連団体
内容にもよるが、必要性を感じる。	会社役員
必要性を感じるから	研究者
	研究者
著作権の全部または一部の譲渡契約や、出版権の設定契約における当事者の任意の契約関係処理には限界があると思うので。	研究者
福井先生言及されているとおり、契約が中心ですが、理想を実現するための一つの手段としての著作隣接権はある程度効果が期待できると思います。	今月から無職
電子化に対応するため出版社にも何らかの権利付与は必要	出版社及びその関連団体
	出版社及びその関連団体
	出版社及びその関連団体
上野さんの理想論から考えて、出版契約を締結したくてもできない(例えば、PD作品を出版している、または権利者のオムニバスの出版物の無断コピーが現に盛んに行われている)出版物に対する産業政策としての保護は必要だろうと思うから。	出版社及びその関連団体

<p>契約が基本であるという福井弁護士他のご意見はもっともであり、出版社が変わらなければいけないのもその通りである。しかし、少なくとも契約で対処できないケースについては何らかの権利付与が必要である。</p>	<p>出版社及びその関連団体</p>
<p>業界としては世の中のみなさんのご理解をいただいて、出版者の権利に取り組んでいます。</p>	<p>出版社及びその関連団体</p>
<p>出版界は出版広報センターを創設し、出版者の権利問題に取り組んでおり、すでに隣接権を要望していますので。</p>	<p>出版社及びその関連団体</p>
<p>隣接権を持っている音楽事業者、放送事業者との明確な違いがはっきりしない。</p>	<p>出版社及びその関連団体</p>
<p>少なくとも「紙媒体のデジタル化」については、コンテンツパッケージングの窓口となっている出版社に権利を与えることが、権利処理の集中化にとって、最もいい方法であるはず。レコード産業の話にもあったが、ビジネスリスク（投資）負担をしている会社のは自然なことなのではないだろうか。</p> <p>出版コンテンツについては、ポーンデジタルのビジネスモデルが確立されたとは言えない。クリエイターも当面は、書籍ビジネスに収入の大半を依存しなければならないはず。</p> <p>書籍出版社の存在意義をなくし、出版コンテンツ関連のクリエイター（作家など）のデジタルビジネスへの転換をソフトランディングさせるためにも、紙の出版ビジネスとデジタルの出版ビジネスのパッケージング（連続性）を隣接権によって担保する必要があるのではないかと。</p>	<p>出版社及びその関連団体</p>
<p>出版ビジネスの安定化を図れるため。</p>	<p>出版社及びその関連団体</p>
<p>出版社が徒手空拳でアマゾンを迎えるのはいかにも無欲過ぎるので、ちっちゃい権利でも武器を持つべきです。著者と出版者の二つの目でアマゾンと対抗するほうがいいと思います。</p>	<p>出版社及びその関連団体</p>
<p>1) 出版者はレコード製作者以上に創作的であり、文化の基盤を形成し、社会の発展に大きく寄与しているから。</p> <p>2) 侵害等のある場合に、出版者自身が何も言えないのはいかにもおかしい。</p> <p>3) 権利が重層化して利用に障害になる、という意見がでていたが、実情を知らないとなんでもない話である。現在は、出版者が、転載や電子化などの許諾、著者情報などすべて無償で著作権者によって（いっしょになって）許諾を与えているのが実情で、隣接権ができて何も変わらない。むしろ出版者だけの判断（著者の意向を踏んだ）でスムーズにできるはずである。</p>	<p>出版社及びその関連団体</p>

<p>権利獲得の地平に身を置けたら、出版業界はデジタル市場では、さらなる活力を発揮できると信じているからです。</p> <p>別の角度からですが、デジタルコストの世界で出版社が存続していくためには、リアル本とは違った発想に立ち、事業をすすめていくしかありません。紙の本時代のような「お人よし」ではられません。デジタルで要する費用は、すべてガラス張りの中でカウントし、収支計算のもとすべて担うべきところで、関係人みなが応分の負担をし、その収益はまた、みなで分配する。もう「さじ加減」などはあり得ない時代が来た。こう、実感しますし、権利者他のみなさまには、ここを訴えていきたいと考えます。</p>	<p>出版社及びその関連団体</p>
<p>様々なデバイスで音楽や動画ばかりでなく、テキストデータもアップロードされ、同じ土俵でビジネスが展開されている中で、出版社にだけは何の権利もない。本は出版社の経済的負担・リスクによって成り立っており、多様な出版文化を育んできた。こうした出版社の役割・機能を強化することが必要である。今後は紙による契約締結が必要になるが、著作隣接権の付与によって契約が促進される効果も期待できる。</p>	<p>出版社及びその関連団体</p>
<p>著作者の意向に反しない限りにおいて、出版者側が一定の権利を持つことはさほど不自然ではないと思います。ただ、現状では著作隣接権がどこまでを含むかが、フラフラしていてわかりづらい。</p> <p>明確に定義した上で、議論を深めたい。</p>	<p>出版社及びその関連団体</p>
<p>出版社で権利関係の仕事をしているので、どうしても著者には権利を預けてもらいコンテンツを自由に使用させて欲しいという思いがある。</p> <p>雑誌や実用書など著者が多岐に渡る本は、現実問題デジタル化の許諾が取れない部分をマスキングして電子書籍としている。</p> <p>書籍としてみっともないし、読者にも不親切であると常々思っている。</p>	<p>出版社及びその関連団体</p>
	<p>出版社及びその関連団体</p>
<p>複製・送信可能化行為に関して、レコード製作者との本質的な機能の違いが認められるとは思わないため。ロビーイングの実績の差、として捉えている。</p> <p>著作権者の著作物を取り扱う主体としてはあまりにも無防備過ぎると感じる。</p>	<p>出版社及びその関連団体</p>
<p>著作者本人に「訴訟を起こしてもらおうよう頼む」という状況を解消したいというのであれば、認められるべきと思う。福井先生のコメントに合意する。</p>	<p>製薬企業・情報資源担当</p>
	<p>大学教職員</p>

<p>中川試案のような権利付与は、現状の PDF などの海賊版の蔓延に対する緊急処理として必要と考えています。</p> <p>但し、今回のシンポでも強く示唆されていたように、それ以上に、契約関係での処理慣行の確立や amazon などとは別のプラットフォーム作りなどが必要と考えています。</p>	<p>弁護士・弁理士</p>
<p>時限立法でよい。</p> <p>その間に、出版者に対する権利付与について早急に議論を尽くすべき。</p>	
<p>海賊版抑止に留まらず、出版社の投資インセンティブとしても（出版業界自身がそう主張する限り）機能するのならば権利付与は有効だと考える。</p> <p>ただし、隣接権の付与が、巨大プラットフォーム事業者の実質的な寡占支配の流れをけん制できるのかどうか、独禁法の運用・言論表現の自由などの憲法的議論をセットで考える必要があるとも考える。</p> <p>その上での主要論点として、金子講師が挙げられていた、「隣接権付与が、結局は巨大プラットフォーム事業者自身へと（財産権）譲渡や集中等の事態を招き、出版業界にとってかえって不利を招くような制度になる懸念はないのか」との問いかけに対して、関係者を中心に利害を見据えた現実的な検討がなされる必要があると思う。</p>	

ii. 出版者に新たな隣接権を創設することに反対する回答

	IT 技術者
<p>本日の講演や議論でも出たように、現在いわれている出版物隣接権には、理由がない。海賊版対策もできないだろうし、穴だらけ。このような権利をあまねく出版社に与えるわけにはいかない。植村氏の言う可及的速やか、との理由にもならない。権利創設が速やかにできるはずもなく、理由としては弱い。中山氏が言うように、権利創設をしてやっぱりヤメというわけにもいかない。もっと本質的議論をあまねくすべきである。</p>	クリエイター
<p>基本は著作者と出版社間の契約で事足りると考えます。</p>	クリエイター
<p>「不必要。少なくとも時機尚早。」</p> <p>昨日のご講演にもあった通り、創設しようとする権利の客体が不明瞭であり、かつ、創設の目的と効果の因果関係が不明瞭。</p> <p>さらに、登壇者の皆様が声をそろえておられた通り、著作者との契約による権原取得や、現行著作権法上の出版権の活用など、まず尽くすべき努力と議論が「ほとんど」なされていないことも露呈しました。</p> <p>このような状況においては、隣接権により海賊版対策を促進するという効果が多少は期待できることは否定しないまでも、すくなくとも、今回の議員立法による創設は、時機尚早であり、かつ、必要性も乏しいと考えます。</p> <p>喫緊の課題は、法改正ではなく、出版業界（および著作者・創作者）に対する（国際的見地からの）著作権・契約に関する啓蒙と、契約・現行制度活用の促進ツールや環境整備と思われまます。</p>	メーカー知財法務担当
<p>植村八潮氏の話聞く限りだと、中川勉強会の議論も不十分であり、このような中途半端な内容で今後の電子書籍の拡充に繋がるかどうかという重要な権利を付与して欲しくない。</p>	印刷会社及びその関連団体
<p>現在、リスクなしに事業を行っている企業は皆無である。 残すべき出版文化は補助金などで対応が可能なはず。 例えにならないかも知れないが「円高で苦しんでいる蒲田の町工場」を日本の技術を守るために法的な手続きで救おうという議論にはならないはず。 また、実務的な面でも出版社の命とも言える「印刷版」の維持管理を印刷会社に委ねている。</p>	印刷会社及びその関連団体

<p>文化の継承の観点から考えても「再版」に責任を取れない業界に法的な支援は不要と思われる。</p>	
<p>流通促進するとは考えられず、また、出版社が求める違法流通への手段としては、他にもあると思います。本来あるべき姿を想像するに出版社と著者との間で違法流通への対応や電子配信許諾を契約で締結しておけば、著者とも行こうが合致しているし、契約をもって違法流通当事者に対して効果を持つこともできます。中山先生もおっしゃっていらっしゃいましたが、著者との契約がうまくすすまないの、著者に影響させないように隣接権がほしいというのはまったく努力不足ですし、</p>	<p>印刷会社及びその関連団体</p>
<p>権利処理に煩雑さを増加させ、流通阻害要因となると考えるため。 また、セミナーの中でも明らかにされたように、他に有効な手段があるのに、新たな権利の創設の必然性がない。 レコード、放送に関する隣接権についても私にはその必然性が疑問ですが、法律によって既得権益を固定化させようとする動きは、健全な社会経済の実現のために不適切と考えるため。</p>	<p>印刷会社及びその関連団体</p>
<p>利害関係者が増え、権利関係が複雑になることによって、今後多くの問題が起こることが指摘されており、このまま行けばそうなる可能性が高そうなので。(音楽業界の二の舞になる可能性)</p>	<p>印刷会社及びその関連団体</p>
<p>海賊版対策や電子出版の促進という目的を達成するために、出版者への隣接権付与という手段が必要なのかについて大いに疑問がある。</p>	<p>印刷会社及びその関連団体</p>
<p>著作隣接権を付与することにより、電子書籍等の市場拡大を阻害するおそれがあること。</p>	<p>印刷会社及びその関連団体</p>
<p>出版社に著作隣接権を与えることで何が解決するかが疑問です。 デジタル著作物については、物による表現の伝達というより、情報を介して表現を伝達するものであると考えます。すると、物に対する権利で規制するより、表現を伝達する行為について規制をかけるほうが、デジタル著作物の取扱いに親和性が高いと考えます。 デジタル著作物の複製は、いつでも、どこでも、だれにでも、全く同じものができるので、物としての規制は、際限がないことになるのではないのでしょうか？</p>	<p>会社員（知財部門）</p>

現行法でまかなえる、と考えます。	学生
<p>①出版者への隣接権付与によって、電子書籍の流通が促進されるというが、隣接権がない場合との違いを明確に感じることができない。</p> <p>②出版者が日本の出版文化において重要な役割を果たしていることは理解するが、規模や機能が様々であろう約 4000 社という出版社に一律・自動的に権利与える隣接権付与には疑問がある。</p> <p>③隣接権である「出版者の権利」には遡及効がなく、制度導入以前の出版物は、出版者に隣接権を付与することによる効果（海賊版対策、流通促進）を得られない。そうした出版物の保護も図れる仕組み（契約、訴権付与等）の方が妥当に思う。</p>	学生
<p>著作権法に基づく権利関係は既に複雑です。</p> <p>音楽系の著作物については、著作権者が了承しているのに著作隣接権者の申立てで流通がとまるという事態も起きています。</p> <p>弱い著作権者の意向は流通に反映されていないこととなります。</p> <p>既存の著作隣接権と同種の権利を出版者に付与すると、その行使の態様は出版者の体力に依存してしまう結果、出版界全体が抱える問題の解決にならず、音楽業界の二の舞になってしまう懸念があります。</p>	学生
	研究者
<p>・著作権法は、ちょっと構造が複雑すぎる。出版業界は先導して、権利を増やすのではなく、新しいビジネスモデルを先導して世界のルールメイキングを指導するぐらいの気持ちで臨むべきだ。</p> <p>・海賊版も最終ユーザは、将来ないし可能的な読者および購読者でありうるという考えに逆転してはどうか。リーチが届かないよりはよっぽどよい。そこへのリーチを届けていると思えないだろうか。そうすると、市場を十倍にして、単価は5分の1で、総売上は2倍、といった発想にならないだろうか。GDP/ひとりだと、五分の1の価格でも購入してくれる国と層は限られているが、それでもそのぐらいを基準に展開したらどうか。アフリカ、中東にもうってでることを考えるべき。</p> <p>・現在は、プラットフォームは全敗状態だが、法制度やシステムも含めて、次のステップで取り戻すなりする機会はまだある、と考えて前向きな研究をめざしていきたい。</p>	研究者
植村先生の「どうにかしたい」という心情も判りますが、業界がいままで放置していたのに、何故今なのか。	研究者

<p>著作権法には既に出版権の規定があるので、わざわざ著作隣接権を規定する必要はなく、出版権の見直しで十分である。また、昨日の議論にもあったが、不足部分は著作者と出版社間の契約行為をもっと成熟したものとして、補っていくべきである。</p>	研究者
<p>新たに著作隣接権を付与したところで、今現在、又はこれから抱える出版社の問題点の解決にはつながらないと考えるためであります。</p> <p>一方で、海賊版等の知的財産権に関する国際問題を解決するためには、各国との貿易交渉等の手段も考えられると思いましたが、出版者に係わる問題点は、中山先生がおっしゃるような更に大きな国家戦略的な側面もあるため、更に慎重で、多岐に亘る議論が必要であると考えました。</p>	研究者
	研究者
	出版社及びその関連団体
<p>現状維持を目指すのではなく、この際出版界の慣習を打破すべき。</p>	出版社及びその関連団体
<p>著作隣接権を持つ者が増えすぎて、再利用の制限が厳しくなった日本のテレビ、映画業界と同じ轍を踏むのではないかと、危惧いたしております。</p> <p>アメリカの映画業界のように、制作会社に権利を集中させるのでもない限り、再利用の制限がより強化されるだけでしょう。</p> <p>権利は、増やそうと思えば際限なく増やせるものなので、安易に増やすべきでないと思います。</p> <p>中山先生が冒頭でおっしゃった、『一度与えた権利をまた減らすのは大変』というお話は、とても重要と感じました。</p> <p>出版権の支分権を増やすというのにも反対です。</p> <p>昨日のディスカッションでは出版業界を、レコード業界に近いものとして語っていましたが、むしろテレビ業界に近いと、私は考えます。</p>	出版社及びその関連団体
<p>権利創設は最終手段とすべき。</p> <p>既存の制度を拡張するなどに対応を検討すべき。</p>	出版社及びその関連団体

<p>積極的に反対する理由は以下の3つです。ひとつは、海賊版対策という点においては、著作権の拡大や排他的ライセンスのほうが理にかなっていると思われるからです。ひとつは、権利の創設には慎重になるべきであると思うからです。もうひとつは、そもそも出版者への権利の付与の必要性を感じないからです。特に海賊版対策については、出版業界は策を尽くしたとは到底言えず、むしろ単に法律を言い訳にして対策をしていない状況ですから、その点からすると、権利を創設してまで付与するに値しないと思います。</p> <p>また、以下の理由から、消極的に賛成することもできません。少なくとも中川勉強会の主張する隣接権の付与についてはその理由付けがまったく論理的でなく、何かほかのところに目的があるか、あるいは「隣接権の付与」そのものが目的となっているように思われること。出版業界は、ネット権や日本版フェアユースが議論され始めたころは、法改正ではなく契約で対応すべきという論調であったのに、本件については逆の主張をしており、一貫性も見られませんが、そのことについて合理的な説明がなされていないこと。</p>	<p>出版社及びその関連団体</p>
<p>シンポジウム席上でも出ましたが、隣接権付与によって海外の違法な業者をどれだけ取り締まれるのか、まずは契約をきちんと取り交わすという、ある意味国際的には当たり前のことができていない現状をなんとかしたほうが良いのではないかと感じています。</p>	<p>出版社及びその関連団体</p>
<p>実際に電子書籍を制作しています。現在でも1冊の本を電子化するために、写真、イラストなどの本の中にある本文とは別の著作物の使用許諾を取るために苦勞しています。既刊本で絶版になったものは、著者が亡くなり著作権継承者まで突き止めて、契約のやり直しからスタートしています。写真も同じです。これ以上権利者が増えると大変です。隣接権を持つ出版社が倒産したり、他に譲渡することがあれば、電子書籍の制作が困難を極めます。読者にとっては不利益をこうむります。</p> <p>また、出版社の規模は1000人近い講談社や小学館を右端に、一気に500人前後の従業員数から20人前後が永遠に続きます。全出版社数3800社のうち3500社が20人以下の出版社です。こんな零細出版社が、まったく重版のかからない自社の本が権利侵害にあった場合、義務とはいえ訴えたり、裁判を起こすことは不可能です。著作権と隣接権の2つの権利を持つことのメリットが見えてきません。出版業界の悲願とかいっておりますが、大手出版社が騒いでいるだけのようには思えます。</p>	<p>出版社及びその関連団体</p>
<p>セミナーを拝聴し、このような権利付与を主張する立場の根拠が弱いように感じたため。</p>	<p>出版社及びその関連団体</p>

隣接権ではないほうが良いように思えるため。	配信事業者
現行の著作権に電子書籍の著作権を付加すれば良い。	弁護士・弁理士
	弁護士・弁理士
	弁護士・弁理士
付与することでいかなる社会的な利益が達成されるのか全く不明であり、これを与えないと出版界が衰退するという根拠も示されていないから。ムードや勢いによる立法は避けた方がよいと思います。	弁護士・弁理士
いくら著作権は権利の束だとはいえ、権利をむやみに認めるのでは無く、現在認められている権利の使用権益を契約で定めるのが筋だと思います。従って、中山先生のご意見に賛成です。 ロビー活動をする団体はそもそも法的意識に欠ける傾向があり、ややもすると自分に有利な法律を安易に求めるようです。法律の改正は、法律全体が、平衡に公正で均整のとれた構成にして頂きたいものです。	弁護士・弁理士
	弁護士・弁理士
6にも書いたように、原作者の権利が強すぎて、二次的著作物たるコンテンツの流通が阻害されているという現状が既にあるのに(裁判になることは氷山の一角なので、学者の先生方は現状をご存じないでしょうが)、そして出版社は著作権法上の権利は持たずとも作家の代理人として十分すぎるほど権利行使してコンテンツの流通を阻害しているのに、この上法定の権利を付与すれば、さらにコンテンツの流通が阻害されることは明白であること、また、私は放送局社員ですが、著作隣接権者として違法コンテンツの取り締まりをしようにも、結局はモグラたたきできりがなく、特に悪質な違法コンテンツは中国の youku や韓国のパンドラなど外国のサイトであり、「隣接権」を持つからといって、違法コンテンツの対処にこれといってアドバンテージはないのが現状だと知っているからです。「隣接権付与」という結論ありきで「海賊版対策」を後付したならいざ知らず、本当に海賊版対策が目的なら、出版社に隣接権を付与する以外に、もっと有効な対策があります。	放送局社員

<p>海賊版対策や出版社の多様性維持といった目的そのものに異論を挟む方はおそらく皆無だろうが、版面権を認めてもその目的を実現する効果が疑問視される一方で、その目的以外の面で著作物利用に際してのハードルをいたずらに上げるだけに思われる、ということが、問題の核心のひとつではないかと感じている。</p> <p>私は教育産業に従事する者だが、予備校・塾での授業用教材は、少人数のために用いる 1 種類の教材に多数の著作物を二次利用した入試問題を数十題掲載する。そうした教材が年間百種類以上あり、その著作権処理の煩雑さは並大抵ではない。このため日本文藝家協会や主要新聞社や個別の権利者に対しても、包括的な事後報告方式で許諾をいただいて運用している。もしも版面権が認められてしまえば、おそらく二次利用に際しての出版社への事前申請が事実上必須化され、受験生へのタイムリーな教材提供がほぼ不可能になってしまうと懸念される。そのように、一度出版社の隣接権が認められてしまえば、現在のようなコンプライアンス意識過剰社会では、海賊版抑止といった当初の目的はどこかに消え失せ、出版社の権利に抵触しないための過剰対応を強いる雰囲気蔓延するおそれを禁じ得ない。</p> <p>植村先生の出版者としての誠実な問題意識や目指す方向は理解できるが、そのことと版面権を認めることの因果関係が不明確であり直線的に結びつかなかった。福井先生も言うておられたが、植村先生が好人物であるがゆえに、パネルディスカッションではそのあたりを厳しく追及することができず、「出版者としての想い」にはぐらかされてしまった感がある。このような状態で議員立法に走られてしまえば、ダウンロード刑罰化に続いて著作権法の改悪が進むことになると危惧している。</p> <p>百歩譲って版面権を認めるにしても、上野先生が提案なさっていたような報酬請求権にとどめたり、テキスト化のための OCR を適法化するなどの権利制限とセットにしたり、福井先生が言うておられた海賊版対策という目的にのみ特化した海賊版差し止め権に限定するような軌道修正が行われなければ、弊害が顕在化するだろう。</p>	予備校職員
<p>出版者と著作物との係わり方も、いろいろとありますので、一律に権限を認めていいとは思わない。</p>	

そもそも出版社は創作者でなく、ここに新たなインセンティブを付与しても、何ら創作意欲を惹起することはなく、著作権法の言う文化の発展に資する事はないと考えます。

また、著作物は思想感情の表現であるから、流通後もある程度創作者がコントロール可能であっても良いと考えます。創作者以外の者への権利の創設は、権利自体が独立して流通する事で創作者との間で無用の紛争を招来する恐れがあることから、問題の方が多いように感じられます。

iii. どちらとも言えないとする回答

海賊版訴権の範囲内のみであれば付与することに問題はないし、必要性も認められる。それを越えた部分については必要性は認められず、むしろ流通を妨げる結果になると思われる。	インターネット関連会社
拙速は禍根を残すのでは	クリエイター
	クリエイター
出版社が共同著作者になるようにすればいいのでは、と思いました。実際の業務では作家に加え、編集者が創作に寄与していることが考えられ、その場合は契約上の共同著作物という扱いにして、編集者が創作に寄与しない場合、隣接権を譲渡・委託できるような制度を設定できるといいのではないかと、などと思いました。 また、隣接権を付与することにより、出版社の利益がどこまであがるのかは疑問です。	映画
権利の分散化で、著作物の利用が容易でなくなる。	映像関係
	家電メーカー社員
著作権侵害に対する訴権付与の狭義の著作隣接権ならば設けてもよいと思う。 ただ、出版者への著作隣接権付与が世界的な流れになっていないため、日本だけ特殊な著作隣接権を設けると、齟齬が生じるおそれがある。特に配信型の電子書籍の場合には国境を超えて流通するので、著作権制度の国際調和の観点から調整が必要だと思う。 また、中山先生が仰るように、デジタル・ネットワーク化が進展する中で、出版界でも電子書籍の普及が見込まれるだけに、環境の激変も予想される。このため、当面、契約締結などで、出版者が提訴できる枠組みを作り、それでも一向に問題が解消されないなら、国際調和に気を配りながら、狭義の著作隣接権の付与、または、出版権の拡充を検討すればよい。	会社管理職 (知財部門)
根本的に、「海賊版に対抗する為の」法整備であるのならば、その具体的方法とセットで考えればならないと思いますが、実際にどのような対策を講ずるのかを出版社等が提示できているのだろうかという疑問に思います。 「著作隣接権」のいかなる点が「海賊版規制」に有効であるのか、この点が	学生

はっきりしない限り、賛成も反対も言いようがない・・・という気がします。	
契約書による方がよりいいのでは？	官公庁
	官公庁
	研究者
著作者隣接権として構成するよりは、著作権の譲渡、乃至既存の著作権の調整等により、重疊的保護の問題について検討するほうが有益なのかもしれない。	研究者
まだ自分の中で整理ができていない。	行政書士
<p>法改正を実現するためには、感情論や形式論だけで進めてはだめだと思う。権利の新設がないために失われている利益、将来失われるだろう利益、新設することにより回復できる権利・利益、および、権利新設による社会・経済的な影響（ある人たちにとっては、損失もあるかもしれない）について利害関係者を含む第三者が理解できる数字を伴う表現を持って説明する責任が、要求者側からいまだ果たされていないような気がする。</p> <p>「あなた、わかるでしょう・・・」では、だめなんです。</p> <p>さらに、権利獲得後の権利の管理・流通に係るビジネスモデルについて何らの資料・説明が提示されていないのは、駄々っ子の要求のごとくである。権利を求めるにはそれなりの大人の準備をすべきだろうと思います</p>	行政書士
<ul style="list-style-type: none"> ・海賊版対策が最大の理由であるならば、著作隣接権付与が最良の方法であるかは、まだ明確ではない。 ・他方、既に隣接権を付与されているレコード製作者や放送事業者と出版者との差異が、明確ではない。 ・設定著作権制度は十分に活用されていないので、これに手を加えても実益は少ないと思われる。 ・いずれにせよ、植村先生がおっしゃっていたように、出版界の一本化が必要だと思われる。 	社団法人・財団法人

隣接権の付与が絶対とは思わない。 ただ、電子出版の拡大が見込まれるなか、電子出版物に対して、出版社が何も権利・権限を持たないのは、出版に携わる者として心もとない。海賊版対策等、出版社の不安、懸念を払拭し、また投資コストの回収にもつながる何らかの法的な整備は具体化してほしい。	出版社及びその関連団体
隣接権以外の方法についても、実効性の観点から広く検討すべきだと思います。	出版社及びその関連団体
どの先生の意見も筋が通っているように感じ、賛成・反対は簡単に言えない。おそらく先生ごとに違うのは、望んでいる出版業界の未来（ヴィジョン）であり、最初にその展望を語ってもらえると、聴衆もその先生の立ち位置や、なぜそのような意見を出すに至ったのかが理解しやすいのではないかと思う。	出版社及びその関連団体
出版者としては必要ない。福井先生がおっしゃるように契約で解決すべきことであると考えから	出版社及びその関連団体
あっても悪くはないがたいして役には立たないだろうから。	出版社及びその関連団体
良いように機能すれば良いなと思うのですが。	出版社及びその関連団体
	出版社及びその関連団体
今日の議論をうかがっていると、個々の契約で対処するのが筋としてはいいと思いましたが、植村さんの背景の話を聞けば、それはそれで理由があるわけで、何とも言えないと感じました。	情報サービス業
今日の会でもありましたが、何のために著作権隣接権を付与するのか？（このようなリスクもあるが、新たに付与したい）という質問ならば、お答えができますが、質問が漠然としているため、現時点、強い意志をもって、Y/Nの判断ができません。	製薬企業の総務部に属しています
法的にどういう権利が付与されているかというより、ビジネス慣行や関係者の意識、行動のほうが影響が大きい。そういうことはどの業界にも多かれ少なかれあると思うが、基本的にはビジネスのやり方の問題のように思えるので。	弁護士・弁理士

	弁護士・弁理士
権利関係がより複雑になる方向で更に改正を重ねることにはいささか抵抗があります。	弁護士・弁理士
	弁護士・弁理士
最後に中山先生のおっしゃった通り「著作隣接権なんてチャチな権利」でありますので、付与されてもたいした効果は期待できないと思います。 出版業界の「積年の恨み」という側面が出てきているのかと・・・。 海賊版対策は資金力のある会社でないと続かないし、やってるところは既にやっていると思います。隣接権付与によって対策が講じられるとは俄かに信じがたいです。	放送局知財担当
どちらかといえば反対派ですが、権利付与側もきちんと考えた上での結論なのであれば問題ないように感じました。 権利付与の考えも別に害をなすために考えているわけではないと思いますので。 著作権に関して考えるべきことはまだまだあると思いますので、あまり1つのことを議論し続けるよりはある程度の落としどころを見つけて早く前に進みたいのかなと思います。	無職
権利内容によります。ただ、先生方がおっしゃるように、択一的に考える必要はない、というのはその通りかと思います。	